

ARIBの動き

第7回日中韓情報通信標準化会議が開催される

去る4月9日(月)から11日(水)にかけて韓国・済州島にある済州グランドホテル (Jeju Grand Hotel) にて、第7回日中韓情報通信標準化会議 (CJK IT Standards Meeting : 以下CJK会合) が開催されました。

CJK会合は、情報通信分野の一層の発展に向けて、日中韓三カ国の民間電気通信標準化機関の相互協力をより積極的に推進することを目的とし、2002年に発足以来ほぼ毎年一回開催されており、今年で第7回を数えます。

今回は、オープニング及びクロージング全体会合の間にBeyond 3G (B3G)、Next Generation Network (NGN) およびNetworked RFID (N-ID)の三つの作業部会 (Working Group) が同時に開催され、総勢80名近くの参加者が熱心に三カ国共通の課題について討議しました。



第7回日中韓情報通信標準化会議の様子

三日間の会期中、全体会合としては三つのWGのこれまでの成果報告、各国の参加標準化団体のこの一年間の活動状況報告などのほか、CJK三カ国がITUなどの国際標準化の場でより強力にリーダーシップを発揮するための提案やCJK会合の運営方針に関する議論も行われました。

なお、今回及び過去のCJK meeting文書(英語)は下記のURL(TTAサイト)で入手できます。

http://www.tta.or.kr/English/new/external_relations/cjk_main.htm

第128回業務委員会が開催される

第128回業務委員会が開催されましたので、その概要をお知らせします。

1 日時 平成19年4月18日(水) 午後2時から4時まで

2 場所 当会第2会議室

3 議事概要

次の事項について事務局から説明がありました。

- (1) 第2回日伯デジタルテレビ共同作業部会Subgroup A（技術協力・標準化）会合の結果について
- (2) 第7回日中韓情報通信標準化会議について
- (3) アナログ周波数変更対策業務について
- (4) 当会の活動状況について

電気通信・放送
行政の動き

無線設備規則の一部を改正する省令案等に係る電波監理審議会答申
及び意見募集の結果
体内植込型医療用遠隔計測システムの導入
(4月11日付総務省報道発表から)

総務省は、体内植込型医療用遠隔計測システムを導入するための無線設備規則の一部を改正する省令案等について、電波監理審議会から原案を適当とする旨の答申を受けました。

また、省令案等及び関係する告示の一部改正案について、平成19年2月8日から平成19年3月9日までの間、意見の募集を行ったところ、1件の御意見を頂きました。

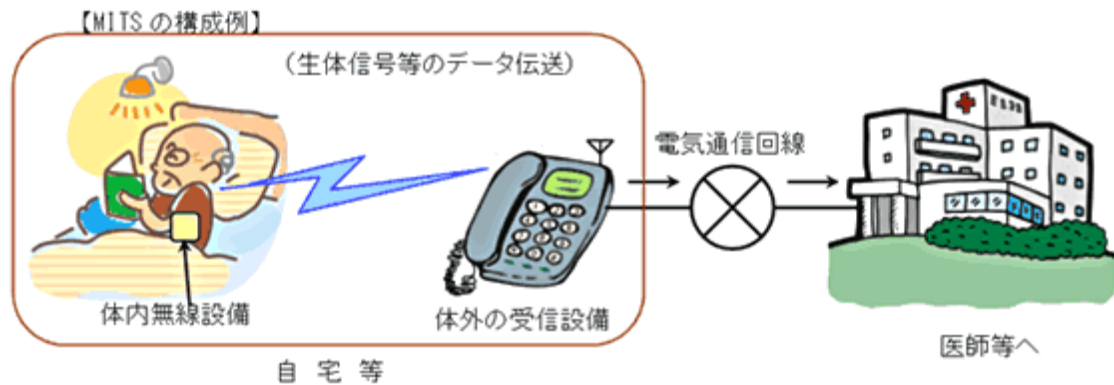
総務省は、本件答申及び意見募集の結果を踏まえ、関係省令等を改正する予定です。

1. 改正の背景

総務省は、平成17年8月に、体内に植え込まれ、又は一時的に留置された無線設備を搭載した医療機器（以下「体内無線設備」といいます。）と当該体内無線設備の制御を行う体外無線制御設備との間で生体信号及び体内無線設備を起動又は停止させる情報等の伝送に電波を利用する体内植込型医療用データ伝送システム（MICS: Medical Implant Communications System）の制度を整備しました。

最近になって、諸外国は、体外無線制御設備からの制御がなくても体内無線設備からの生体信号等の情報を乗せた電波を体外の受信設備に定期的を送信し、電気通信回線を通じて病院の医師等に伝送する体内植込型医療用遠隔計測システム（MITS: Medical Implant Telemetry System）の利用できる環境作りを進めています。

本件は、我が国においてもMITSが利用できるよう制度の改正を行うため、関係規定の整備を行うものです。



2. 改正の概要

○無線設備規則（第49条の14）関係

402MHzを超え405MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局であって体外無線制御設備の制御により電波を発射する規定に該当しない体内無線設備を定めます。

○周波数割当計画

402MHzを超え405MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局であって体内無線設備の項目を新たに追加するよう周波数割当計画の一部変更を行います。

○その他告示

その他関係する告示について、規定の整備を行います。

3. 今後の予定

本件答申及び意見募集の結果を踏まえ、速やかに関係省令等を改正する予定です。

なお、詳細は、(http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070411_3.html)を参照して下さい。

電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る電波監理審議会からの
 答申及び意見募集の結果
 高速無線LANの導入に向けて
 (4月11日付総務省報道発表から)

総務省は、高速無線LANの導入に向けた、電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部を変更する告示案について、電波監理審議会から適当とする旨答申を受けました。

また、本件について、その他関係する告示案等と併せて、平成19年2月7日から同年3月14日までの間、意見の募集を行ったところ、3件の御意見を頂きました。

総務省は、本件答申及び意見募集の結果を踏まえ、速やかに関係法令の改正を行う予定です。

1. 改正の背景

近年、無線LANは、家庭内・オフィス内での構内LANとしての利用形態に加え、駅やホテル等における公衆無線LANスポットとしての利用、地域におけるデジタル・ディバイド対策のための各家庭への加入者回線（ラストワンマイル）としての利用等、その利用形態が拡大しつつあります。

このように様々な場面で普及が進む無線LANについては、ADSLの高速化やFTTHの進展といった有線系システムのブロードバンド化を背景に、高速な無線LANの早期実現が求められているところです。

こうした状況のなか、今般、高速無線LANの導入のための関係規定の整備を行います。

2. 改正の概要

(1) 電波監理審議会に諮問した省令等

電波法施行規則

(昭和25年電波監理委員会規則第14号)

無線設備規則

(昭和25年電波監理委員会規則第18号)

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

(昭和56年郵政省令第37号)

周波数割当計画

(平成12年郵政省告示第746号)

(2) 5GHz帯無線アクセスシステムの無線局が使用する電波の周波数を定める件 (平成14年総務省告示第538号)

小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件
(平成19年総務省告示第48号)

5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件
(平成17年総務省告示第1229号)

端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件
(平成6年郵政省告示第424号)

小電力データ通信システムの無線局の無線設備の使用場所を定める件
電波法関係審査基準
(平成13年1月6日総務省訓令第67号)

3. 今後の予定

本件答申及び意見募集結果を踏まえ、速やかに関係法令の改正を行うこととします。

なお、詳細は、(http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070411_4.html)を参照して下さい。